

平野区で福祉ボランティア活動を行う団体・
ボランティアグループに対する助成

令和２年度 善意銀行「特定テーマ」払出
「福祉ボランティア活動応援資金」 払出先の募集

大阪市平野区社会福祉協議会では、市民や団体、企業のみなさまから預託された現金や物品を基に、「善意銀行」を設置しています。

この善意銀行に預託いただきました、みなさまの善意を活用し、地域福祉の増進に貢献するために「福祉ボランティア活動応援資金」を設け、区内で福祉ボランティア活動を行う団体を対象に払出（助成）を行っており、令和２年度も次のとおり払出（助成）先を募集します。

- 1 払出対象 平野区内で福祉ボランティア活動を行っている団体・グループ
5人以上で構成されていること。法人格の有無は問いません。
連続交付は3年までとします。
※ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。
・宗教活動や政治活動を目的とするものやその管理下にあるもの
・営利を目的とするもの
・法令や公序良俗に反する活動を行っているもの
・暴力団もしくはその構成員の統制下にあるもの
・地方公共団体の助成金並びに公的助成を受けているもの
・団体予算が500万円を超えているもの

- 2 対象となる活動 福祉ボランティア活動とは、平野区内の地域や福祉施設で行われるおもに高齢者・障がい者・児童を対象とする自発的な活動です。

活動領域	地域や福祉施設での特技を生かした活動（音楽・パフォーマンスなど）
	図書・朗読に関わる活動
	視覚障がい者に関わる活動（点訳・音訳など）
	聴覚障がい者に関わる活動（手話など）
	精神保健ボランティア活動
	子育て支援・おもちゃ図書館活動
	地域生活支援（外出支援や家事援助など）
	その他、善意銀行運営委員会で判断した活動

※町内会、自治会、PTA、老人クラブなどボランティア活動以外の目的で作られた団体・グループが行う組織運営・団体構成員のための活動、大阪市の補助金やその他の公的助成を受けている団体・グループは対象になりません。

- 3 対象経費 福祉ボランティア活動にかかる次の事業に要する経費
①広報・啓発活動
②ボランティア養成活動
③リーダー養成活動
④ボランティア活動に必要な技能講習
⑤ボランティア活動に必要な資機材・資料の購入
⑥その他、ボランティア活動を継続的に行うために必要な活動
※この払出は、年度を単位としています。
令和2年度中の活動にかかる必要経費で申請してください。
※年間事業費総額の10%以上の自主財源が必要です。
※自らの責任において負担すべき経費（人件費・飲食費など）は対象外です。
- 4 払出額 1件 3万円以内（総額50万円）
※過去3年間の助成実績を参考に総額を設定
- 5 申込方法 払出申請書（第1号様式）に、①前年度収支決算書、②事業計画書、③収支予算書、④団体の定款や規約、⑤役員名簿を添付し、区社会福祉協議会まで提出してください。
- 6 申込期間 令和2年3月16日（月）～4月17日（金）必着
- 7 選考方法 申請書類に基づき、善意銀行運営委員会で審査し、払出先と払出額を決定します。なお、払出されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 8 決定通知 結果については、文書で通知します。（6月上旬予定）
《決定通知後の手続きのおおまかな流れ》
・「払出請求書（第3号様式）」を提出
・払出額を6月末までに振込予定
・事業完了後30日以内に「事業完了報告書（第4号様式）」及び必要書類を提出
※詳しくは、払出決定団体にお知らせします。
- 9 留意事項 (1) 申請日以降に、申請内容や役員などに変更がある場合はすみやかに届出ください。また、正当な理由がなく、申請内容に虚偽があったときや委員会が不適切と判断した場合、返還いただく場合がありますので、ご注意ください。
(2) 申込受付後、必要に応じて別途書類の提出依頼や電話又は訪問等による問い合わせをさせていただくことがあります。
(3) この「福祉ボランティア活動応援資金」の払出を受けた団体が、大阪市ボランティア活動振興基金「ボランティア活動促進事業」でも助成を受けていた場合、交付の決定を取り消します。また、以後3年間は申請ができなくなりますので、ご注意ください。

《申し込み、問い合わせ先》

社会福祉法人 大阪市平野区社会福祉協議会 平野区ボランティア・市民活動センター
〒547-0043 大阪市平野区平野東2丁目1番30号
電話番号（06）6795-2200 FAX番号（06）6795-2929
メールアドレス：nico-nico.c@3sweb.ne.jp
ホームページ：http://hirano-kushakyo.or.jp/